

## 監査結果の報告について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定例監査並びに同条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査を下記のとおり執行したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

平成30年10月26日

山形市監査委員	玉田芳和
同	村山秀幸
同	斎藤武弘
同	斉藤栄治

### 記

#### 1 定例監査

##### (1) 監査の対象部課等

市民生活部	消費生活センター、健康課、保健所準備課
福祉推進部	長寿支援課、障がい福祉課

##### (2) 監査の期間

平成30年9月4日から平成30年10月25日まで

##### (3) 監査の範囲

平成29年度の事務事業の執行状況

##### (4) 監査の方法

監査の対象部課等から提出された監査資料に基づき、関係書類を抽出調査するとともに、関係職員からの聞き取り等により監査を実施した。

##### (5) 監査の結果

別記1のとおり

## 2 財政援助団体等監査

### (1) 監査の対象団体等

監査対象団体	所管部課	監査対象とした項目及び金額
社会福祉法人輝きの会	福祉推進部 長寿支援課	地域交流型総合福祉施設創設事業費補助金 52,555,146 円
		地域福祉センター運営費補助金 10,000,000 円

### (2) 監査の期間

平成30年9月4日から平成30年10月25日まで

### (3) 監査の範囲

平成29年度の財政援助等に係る団体の出納その他の事務事業の執行状況及び所管部課の事務の執行状況

### (4) 監査の方法

監査の対象団体及び所管部課から提出された監査資料に基づき、関係書類を抽出調査するとともに、関係職員からの聞き取り等により監査を実施した。

### (5) 監査の結果

別記2のとおり

## 別記 1

## 定例監査結果

部課等名	監査の結果
市民生活部 消費生活センター	指摘事項 次のとおり是正又は改善を要する事項があったので、適切な措置を講じられたい。 1 特定計量器定期検査業務において、実施時期等は計量法により実施の期日の一月前までに公示するものと定められているが、一月前までに公示されていなかった。
福祉推進部	指摘する事項はなかった。

## 財政援助団体等監査結果

団体及び所管部課名	監査の結果
社会福祉法人輝きの会 福祉推進部長寿支援課	<p>指摘事項</p> <p>次のとおり是正又は改善を要する事項があったので、適切な措置を講じられたい。</p> <p>1 会計経理事務において、次のようなものがあった。（社会福祉法人輝きの会）</p> <p>(1) 経理規程においては、収入後3日以内に金融機関に預け入れなければならないと規定しているが、雑収入のバスタオル貸出料を1か月分まとめて金融機関に払込みしているもの</p> <p>(2) 予算を流用する際、専決者からの決裁を受けていないもの</p> <p>(3) 会計伝票について、会計責任者の承認を受けず、また、専決者からの決裁を受けていないもの</p> <p>(4) 社会福祉法人会計基準に基づく附属明細書において、補助金事業等収益明細書の金額に誤って記載されているもの</p>